

報告第1号

専決処分事項の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和7年度豊明市一般会計補正予算（第9号）を別添のとおり専決したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和8年2月25日提出

豊明市長 小 浮 正 典

専決第1号

令和7年度豊明市一般会計補正予算（第9号）の専決処分書
地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和7年度豊明市一般会計補
正予算（第9号）を別添のように専決する。

令和8年1月19日専決

豊明市長 小 浮 正 典

令和7年度豊明市一般会計補正予算（第9号）

令和7年度豊明市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45,710千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,738,143千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月19日

豊明市長 小 浮 正 典

令和 7 年 度

豊明市一般会計補正予算書（第 9 号）

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県支出金		2,726,193	45,710	2,771,903
	3 委託金	230,514	45,710	276,224
歳入合計		31,692,433	45,710	31,738,143

歳出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,669,882	45,710	4,715,592
	4 選挙費	56,520	45,710	102,230
歳出合計		31,692,433	45,710	31,738,143

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

15 款 県支出金

3 項 委託金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費委託金	206,394	45,710	252,104
計	230,514	45,710	276,224

単位：千円

節		説明
区分	金額	
3. 選挙費委託金	45,710	衆議院議員選挙委託金 45,710

歳出
2 款 総務費
4 項 選挙費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
4. 衆議院議員選 挙費	0	45,710	45,710	1. 報酬	2,882
				3. 職員手当等	11,318
				7. 報償費	210
				8. 旅費	28
				10. 需用費	4,128
				消耗品費	2,948
				食糧費	295
				印刷製本費	685
				修繕料	200
				11. 役務費	4,718
				通信運搬費	3,660
				手教料	728
				広告料	330
				12. 委託料	19,031
13. 使用料及び賃借 料	3,065				
14. 工事請負費	110				
17. 備品購入費	220				
計	56,520	45,710	102,230		

単位：千円

事 業	金 額	補正額の財源内訳				一 般 財 源	説 明
		特 定 財 源			国 庫 支 出 金		
		地方債	その他	国 庫 支 出 金			
1 衆議院議員 選挙執行事 業	45,710	45,710					投票管理者等報酬 2,045 選挙業務 837 超過勤務手当 11,318 報償品費等 210 普通旅費 17 会計年度任用職員費用弁 償 11 消耗品費 2,948 食糧費 295 印刷製本費 685 修繕料 200 通信運搬費 3,660 手教料 728 広告料 330 電算関係委託料 1,100 選挙公報等配布委託料 5,719 ポスター掲示場設置委託 料 4,004 電話交換業務委託料 33 投票受付等業務委託料 6,965 投票所案内看板設置委託 料 220 投票所警備委託料 440 開票会場設営等委託料 550 会場等使用料 3,057 有料道路通行料 8 投票所等整備工事費 110 備品購入費 220
計	45,710	45,710					
	45,710	45,710					

議案第10号

豊明市子ども・子育て会議設置条例の制定について
豊明市子ども・子育て会議設置条例を別添のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法に基づき、豊明市子ども・子育て会議の設置及び運営について定める必要があるからである。

豊明市子ども・子育て会議設置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項及び第3項の規定に基づき、豊明市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第72条第1項に掲げる事務を処理するため、子ども・子育て会議を置く。

(所掌事務)

第3条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に関すること
- (2) こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に規定する市町村こども計画に関すること
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項に規定する事項の調査審議に関すること

(組織)

第4条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉団体の代表者
- (3) 教育関係者
- (4) 保健又は福祉関係者
- (5) 保育関係者
- (6) 商工関係者
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会長及び副会長)

第6条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 子ども・子育て会議は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(豊明市附属機関設置条例の一部改正)

第2条 豊明市附属機関設置条例(平成26年豊明市条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部子ども・子育て会議の項を削る。

議案第 1 1 号

豊明市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定
について

豊明市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別添のよ
うに定めるものとする。

令和 8 年 2 月 2 5 日 提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法に基づき、豊明市内の特定乳
児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため必要があるからである。

豊明市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、豊明市内の特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(特定乳児等通園支援事業の運営基準)

第3条 法第54条の3において準用する法第46条第2項に規定する条例で定める基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）に定めるところによる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第12号

豊明市行政改革推進委員会設置条例の廃止について

豊明市行政改革推進委員会設置条例を廃止する条例を別添のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、第6次豊明市総合計画において行政改革大綱を一体的に策定したことに伴い、附属機関も総合計画審議会へ統合する必要があるからである。

豊明市行政改革推進委員会設置条例を廃止する条例

豊明市行政改革推進委員会設置条例（昭和60年豊明市条例第13号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第13号

豊明市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会設置条例の廃止について

豊明市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会設置条例を廃止する条例を別添のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、第6次豊明市総合計画において総合戦略を一体的に策定したことに伴い、附属機関も総合計画審議会へ統合する必要があるからである。

豊明市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会設置条例を廃止する
条例

豊明市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会設置条例（平成27年豊明市条例第19号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第14号

豊明市職員の旅費に関する条例の全部改正について
豊明市職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例を別添のように定める
ものとする。

令和8年2月25日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、国家公務員等の旅費に関する法律の改正により、全部改正をする必要があるからである。

豊明市職員の旅費に関する条例

豊明市職員の旅費に関する条例（昭和48年豊明市条例第31号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、公務のために旅行する職員（以下この条例において職員とは、市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）並びに一般職の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。）をいう。）に対し支給する旅費について必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 内国旅行 本邦（本州、北海道、四国、九州及びこれらに附属する島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。
- （2） 外国旅行 本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。
- （3） 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。
- （4） 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。
- （5） 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合においてその職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- （6） 家族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び次号において同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをい

う。

(7) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(8) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の市長が規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の市長が規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

2 この条例において「何々地」という場合には、本邦にあっては市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいうものとする。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のため内国旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したとき 当該遺族

(4) 職員が出張のため外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） 当該職員

(5) 職員が出張のため外国旅行中に死亡した場合 当該職員の遺族

3 職員が前項第1号又は第4号の規定に該当する場合において、地方公務員

法第16条各号又は第29条第1項各号の規定により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

- 4 職員が、当該職員の任命権者以外の市の機関の依頼に応じ公務の遂行を補助するため旅行した場合又は職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。
- 5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他市長が規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で市長が規則で定めるものを旅費として支給することができる。
- 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他市長が規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市長が規則で定める金額を旅費として支給することができる。
- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令等によって行われなければならない。

（1） 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

（2） 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める

場合で前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この条において「旅行命令簿等」という。）に、市長が規則で定める事項を記載又は記録し、当該事項を当該旅行者に通知して行わなければならない。ただし、これを記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

5 前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の種目）

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

（旅費の計算）

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとしてこの条例に定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむ

を得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

- 第8条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出命令者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な書類の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその書類を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。
- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後、所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
 - 3 支出命令者等は、前項の規定による精算の結果、過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
 - 4 支出命令者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。
 - 5 第1項の請求書又は書類が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって市長が別に定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は書類の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は書類を提出したものとみなす。

7 第1項に規定する請求書及び必要な書類の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類は、市長が規則で定める。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものをいう。第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、市長が規則で定める費用の額の合計額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものをいう。第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、市長が規則で定める費用の額の合計額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機又は外国におけるこれに相当するものをいう。次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、市長が規則で定める費用の額の合計額とする。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、市長が規則に定める費用の額の合計額とする。

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、1夜当たりの額（次条において「宿泊費基準額」という。）は、市長等にあつては27,000円以内で市長が規則で定める額とし、それ以外の職員にあつては19,000円以内で市長が規則で定める額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情

がある場合として市長が規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して市長が規則で定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は転居の実態を勘案して市長が規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、市長が規則で定める場合により算定される額とする。

(渡航雑費)

第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして市長が規則で定める費用の額とする。

(死亡手当)

第20条 死亡手当は、職員の外国における死亡に伴う諸雑費に充てるための費用とし、通常要する費用の額を勘案して市長が規則で定める定額とする。

(退職者等の旅費)

第21条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職

等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて市長が規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第22条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて市長が規則で定めるものとする。

(証人等の旅費)

第23条 第3条第4項の規定により支給する旅費は、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、旅行命令権者が市長に協議して定めるものとする。

(外国旅行の旅費)

第24条 外国旅行について支給する鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の額については、この条例の規定にかかわらず、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定に準じて、その都度市長が定める。

(旅費の支給額の上限)

第25条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条から第12条までに掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費及び家族移転費（着後滞在費及び家族移転費については、宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第26条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第27条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは第64条又は船員法（昭和22年法律第100号）第47条第1項若しくは第2項の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第28条 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の豊明市職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第1項第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第

1 項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第 3 条第 5 項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の豊明市職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第 4 条第 1 項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第 3 条第 5 項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第 4 条第 1 項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第 2 条第 1 項第 3 号に規定する旅行命令権者が新条例第 4 条第 3 項の規定により当該旅行命令等の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

第 3 条 新条例第 3 条第 5 項及び第 6 項の規定は、これらの項に規定する者が同条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第 3 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

第 4 条 新条例第 2 8 条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

第 5 条 豊明市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 4 9 年豊明市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「昭和 4 8 年豊明市条例第 3 1 号」を「令和 8 年豊明市条例第 号」に改め、同項ただし書を削る。

（豊明市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正）

第 6 条 豊明市証人等の実費弁償に関する条例（昭和 4 8 年豊明市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「昭和 4 8 年豊明市条例第 3 1 号」を「令和 8 年豊明市条例第 号」に改め、「し、8 級の職にある者の例による鉄道賃、船賃、車賃及び宿泊料を支給」を削る。

（豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の

一部改正)

第7条 豊明市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年豊明市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「昭和48年豊明市条例第31号」を「令和8年豊明市条例第 号」に改め、後段を削る。

議案第 1 5 号

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 2 5 日 提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、消防団の機能別団員の新設のため必要があるからである。

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年豊明市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条中「昭和48年豊明市条例第31号」を「令和8年豊明市条例第 号」に改める。

第7条第2項中「3級の職務にある者の例を適用した額とする」を「一般職の職員の例による」に改める。

別表を次のように改める。

区分	報酬額（単位 円）	費用弁償の額
教育委員会委員	月額 45,000	旅費条例による市長等相当額
選挙管理委員会委員長	月額 17,200	
選挙管理委員会委員	月額 14,800	
公平委員会委員	1回 7,200 ただし、会議の時間が4時間以内の場合 5,000	
監査委員（識見を有する者）	月額 76,400	
監査委員（議会選出）	月額 32,100	
農業委員会会長	月額23,600に年額として農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内で市長が定める額を加算した額	
農業委員会会長職務代理者	月額21,600に年額として農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金	

	の範囲内で市長が定める額を加算した額	
農業委員会委員	月額20,600に年額として農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内で市長が定める額を加算した額	
農地利用最適化推進委員	月額20,600に年額として農地利用の最適化に係る活動及び成果の実績に応じて国から交付される交付金の範囲内で市長が定める額を加算した額	
固定資産評価審査委員会委員	1回 7,200 ただし、会議の時間が4時間以内の場合 5,000	
職員懲戒審査委員会委員	1回 7,200 ただし、会議の時間が4時間以内の場合 5,000	
選挙長	選挙1回につき 14,900 0	旅費条例による一般職相当額
投票管理者	選挙1回につき 14,900 0	
期日前投票所の投票管理者	日額12,300以内において市長が定める額	
開票管理者	選挙1回につき 14,900 0	
投票立会人	日額14,400以内において	

		て市長が定める額
期日前投票所の投票立会人		日額 12,000 以内において市長が定める額
不在者投票施設外部立会人		日額 10,700 以内において市長が定める額
開票立会人		選挙 1 回につき 13,700
選挙立会人		選挙 1 回につき 13,700
産業医		月額 50,900
行政不服審査会委員		日額 10,000
統計調査員		国又は県が定める額
福祉事務所嘱託医		月額 60,000
園医		年額 553,000 以内において市長が定める額
園歯科医		年額 427,000 以内において市長が定める額
介護認定審査会委員		1 回 20,000
地域包括ケア連絡協議会委員		1 回 10,000
老人ホーム入所	医師	1 回 20,000
判定委員会委員	老人福祉施設の長	1 回 10,000
障害程度区分認定審査会委員		1 回 20,000 ただし、審査件数が 7 件以下の場合 13,000
予防接種医		年額 20,000 1 時間 38,200
母子保健嘱託医		年額 44,800 1 時間 38,200

乳幼児歯科健診医	1時間 38,200
成人・老人医科歯科健診医	1時間 38,200
保健センター管理者	月額 28,100
休日診療所診療所長	月額 28,100
休日診療所副診療所長	月額 24,000
消防団長	年額報酬 223,900 出動報酬 1 災害出動及び警戒出動 日額 8,000 2 訓練等出動 日額 3,500
消防副団長	年額報酬 176,100 出動報酬 1 災害出動及び警戒出動 日額 8,000 2 訓練等出動 日額 3,500
消防分団長	年額報酬 101,800 出動報酬 1 災害出動及び警戒出動 日額 8,000 2 訓練等出動 日額 3,500
消防副分団長	年額報酬 69,700 出動報酬 1 災害出動及び警戒出動 日額 8,000 2 訓練等出動 日額 3,500

消防部長・班長		年額報酬 44,200 出動報酬 1 災害出動及び警戒出動 日額 8,000 2 訓練等出動 日額 3,500
消防団のその他の基本団員		年額報酬 41,200 出動報酬 1 災害出動及び警戒出動 日額 8,000 2 訓練等出動 日額 3,500
消防団の機能別団員		訓練等出動 日額 3,500
学校医	内科、外科	年額 1 基本額 275,000 2 人数割1人 1,350 3 管理料 150,000 4 就学時健康診断 28,000 ただし、基本額及び人数割については、担当医の人数で除した金額
	眼科	年額 1 基本額 275,000 2 人数割1人 189 3 管理料 15,000
	耳鼻咽喉科	年額 1 基本額 275,000

		2 人数割1人 189
		3 管理料 15,000
	精神科	年額 1 基本額 241,000 2 相談1回あたり 24,600を加算
衛生管理医		1回 20,000
適応指導専門医		1回 20,000
学校歯科医		年額 1 基本額 275,000 2 人数割1人 527 3 管理料 15,000 4 就学时健康診断 28,000
学校薬剤師		年額 117,000
いじめ等に関する重大事態発生時調査委員会委員		日額 20,000
学校運営協議会委員		1回 1,250
青少年健全育成推進員		年額 21,000
民間活用事業推進アドバイザー		1回 18,400
民間活用事業推進審査委員会委員長		1回 14,400 ただし、会議の時間が4時間以内の場合 10,000
民間活用事業推進審査委員会委員		1回 12,000 ただし、会議の時間が4時間以内の場合 8,400
ハラスメント審査会委員		1回 20,000
上記以外の附属機関の委員そ		1回 7,200

の他の構成員

ただし、会議の時間が4時間
以内の場合 5,000

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第16号

豊明市職員の給与に関する条例の一部改正について
豊明市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定める
ものとする。

令和8年2月25日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、国家公務員の給与改定に伴い必要があるからである。

豊明市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

豊明市職員の給与に関する条例（昭和47年豊明市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「初任給調整手当」の次に「（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）」を加える。

第11条第1項中「初任給調整手当は、」を削り、「職員に対して」を「職員には」に改め、「減じて」の次に「、第1種初任給調整手当として」を加え、同条第2項及び第3項中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第11条の2 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第5条第3項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の市長が規則で定める職員にあつては、市長が規則で定める額）並びにこれに第13条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して市長が規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から市長が規則で定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

2 第2種初任給調整手当の月額は、市長が規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

- 4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し、必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 17 号

豊明市国民健康保険税条例の一部改正について

豊明市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 25 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、国民健康保険税の適正化を図るため必要があるからである。

豊明市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

豊明市国民健康保険税条例（昭和47年豊明市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び」を「、」に改め、「〔介護納付金という。〕」の次に「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条に次の1項を加える。

- 5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に、「100分の7.5」を「100分の7.6」に改める。

第4条中「29,300円」を「31,200円」に改める。

第5条第1号中「第8条」の次に「、第14条」を加え、「第23条」を「第27条」に、「22,100円」を「21,000円」に改め、同条第2号中「11,050円」を「10,500円」に改め、同条第3号中「16,575円」を「15,750円」に改める。

第6条中「100分の2.35」を「100分の2.6」に改める。

第7条中「9, 500円」を「10, 500円」に改める。

第8条第1号中「6, 800円」を「7, 300円」に改め、同条第2号中「3, 400円」を「3, 650円」に改め、同条第3号中「5, 100円」を「5, 475円」に改める。

第9条中「100分の2.05」を「100分の2.35」に改める。

第10条中「10, 000円」を「11, 000円」に改める。

第11条中「5, 400円」を「5, 800円」に改める。

第30条を第34条とし、第29条を第33条とする。

第28条第3項中「納期限前7日」の次に「(災害その他の特別な事情があることにより、当該日までに申請書を提出することが著しく困難であると市長が認めた場合は、市長が別に定める日)」を加え、同条を第32条とする。

第27条を第31条とし、第26条を第30条とし、第25条を第29条とする。

第24条中「第26条」を「第30条」に、「第24条」を「第28条」に改め、同条を第28条とする。

第23条第1項各号列記以外の部分中「並びに」を「、」に改め、「17万円)」の次に「並びに同条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額」を加え、同項第1号ア中「20, 510円」を「21, 840円」に改め、同号イ(ア)中「15, 470円」を「14, 700円」に改め、同号イ(イ)中「7, 735円」を「7, 350円」に改め、同号イ(ウ)中「11, 603円」を「11, 025円」に改め、同号ウ中「6, 650円」を「7, 350円」に改め、同号エ(ア)中「4, 760円」を「5, 110円」に改め、同号エ(イ)中「2, 380円」を「2, 555円」に改め、同号エ(ウ)中「3, 570円」を「3, 833円」に改め、同号オ中「7, 000円」を「7, 700円」に改め、同号カ中「3, 780円」を「4, 060円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について840円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳

以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について42円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 490円

（イ） 特定世帯 245円

（ウ） 特定継続世帯 368円

第23条第1項第2号ア中「つき14,650円」を「ついて15,600円」に改め、同号イ（ア）中「11,050円」を「10,500円」に改め、同号イ（イ）中「5,525円」を「5,250円」に改め、同号イ（ウ）中「8,288円」を「7,875円」に改め、同号ウ中「4,750円」を「5,250円」に改め、同号エ（ア）中「3,400円」を「3,650円」に改め、同号エ（イ）中「1,700円」を「1,825円」に改め、同号エ（ウ）中「2,550円」を「2,738円」に改め、同号オ中「5,000円」を「5,500円」に改め、同号カ中「2,700円」を「2,900円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について600円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について30円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 350円

（イ） 特定世帯 175円

（ウ） 特定継続世帯 263円

第23条第1項第3号ア中「5,860円」を「6,240円」に改め、同号イ（ア）中「4,420円」を「4,200円」に改め、同号イ（イ）中「2,210円」を「2,100円」に改め、同号イ（ウ）中「3,315円」を「3,

150円」に改め、同号ウ中「1,900円」を「2,100円」に改め、同号エ（ア）中「1,360円」を「1,460円」に改め、同号エ（イ）中「680円」を「730円」に改め、同号エ（ウ）中「1,020円」を「1,095円」に改め、同号オ中「2,000円」を「2,200円」に改め、同号カ中「1,080円」を「1,160円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人について240円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について12円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 140円

（イ） 特定世帯 70円

（ウ） 特定継続世帯 105円

第23条第2項第1号ア中「4,395円」を「4,680円」に改め、同号イ中「7,325円」を「7,800円」に改め、同号ウ中「11,720円」を「12,480円」に改め、同号エ中「14,650円」を「15,600円」に改め、同項第2号ア中「1,425円」を「1,575円」に改め、同号イ中「2,375円」を「2,625円」に改め、同号ウ中「3,800円」を「4,200円」に改め、同号エ中「4,750円」を「5,250円」に改め、同項に次の1号を加える。

（3） 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 180円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 300円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 480円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 600円

第23条第3項各号列記以外の部分中「所得割額及び被保険者均等割額」を「所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、「減額後の被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項に次の3号を加える。

- (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第12条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第13条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第15条の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

第23条を第27条とする。

第22条第1項中「第14条」を「第18条」に改め、同条を第26条とする。

第21条第1号中「第16条」を「第20条」に改め、同条を第25条とする。

第20条を第24条とし、第16条から第19条までを4条ずつ繰り下げる。

第15条第6項中「納税義務者で」を「被保険者で」に改め、同条を第19条とする。

第14条を第18条とする。

第13条中「第16条」を「第20条」に、「第20条」を「第24条」に、「第21条」を「第25条」に改め、同条を第17条とし、第12条を第16条とし、第11条の次に次の4条を加える。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額)

第12条 第2条第5項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の0.29を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額)

第13条 第2条第5項の被保険者均等割額は、被保険者1人について1,200円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額)

第14条 第2条第5項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 700円
- (2) 特定世帯 350円
- (3) 特定継続世帯 525円

(18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額)

第15条 第2条第5項の18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について60円とする。

附則第3項中「第9条」の次に「、第12条」を加え、「第23条」を「第27条」に改める。

附則第4項中「第9条」の次に「、第12条」を加え、「第23条」を「第27条」に改める。

附則第6項中「第9条」の次に「、第12条」を加え、「第23条」を「第27条」に改める。

附則第7項中「第9条」の次に「、第12条」を加え、「第23条」を「第27条」に改める。

附則第8項中「第9条」の次に「、第12条」を加え、「第23条」を「第27条」に、「同項第2項」を「同条第2項」に改める。

附則第9項中「第9条」の次に「、第12条」を加え、「第23条」を「第27条」に、「山林所得並びに」を「山林所得金額並びに」に改める。

附則第10項中「第9条」の次に「、第12条」を加え、「第23条」を「第27条」に改める。

附則第11項中「第9条」の次に「、第12条」を加え、「第23条」を「第27条」に改める。

附則第12項中「第9条」の次に「、第12条」を加え、「第23条」を「第27条」に改める。

附則第13項中「第9条」の次に「、第12条」を加え、「第23条」を「第27条」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の豊明市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第18号

豊明市立小中学校体育施設スポーツ開放条例の一部改正について
豊明市立小中学校体育施設スポーツ開放条例の一部を改正する条例を別添の
ように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、中学校体育館及び武道場の空調設備設置に伴い、使
用料について定める必要があるからである。

豊明市立小中学校体育施設スポーツ開放条例の一部を改正する条例

豊明市立小中学校体育施設スポーツ開放条例（平成25年豊明市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項を次のように改める。

開放施設の施設使用料及び空調設備使用料（以下「使用料」という。）は別表に定める額とし、利用の許可を受けたときに納付しなければならない。ただし、空調設備使用料は、開放施設を利用する日に納付することができる。別表中（2）屋内運動場等の体育施設の表を次のように改める。

（2）屋内運動場等の体育施設

（単位 円）

開放施設	単位	使用料（2時間）	
		施設	空調設備
中学校体育館	全面	800	2,000
	片面	400	1,000
中学校武道場	全面	400	800
小学校体育館	全面	500	1,000
	片面	250	500

別表備考を削る。

附 則

この条例は、令和8年6月1日から施行する。

議案第19号

豊明市介護保険条例の一部改正について
豊明市介護保険条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、介護保険法施行令の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市介護保険条例の一部を改正する条例

豊明市介護保険条例（平成12年豊明市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第6号ア中「この項において」を削る。

附則に次の2条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第9条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市内に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加え

た額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とする。

2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）

第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。））」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。））」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第10条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

（1） 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市内に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定によ

り住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

- (2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
- ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合
- イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合
- ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合
- (3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
- ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い市の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合
- イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い市の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控

除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い市の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第6条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第20号

豊明市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部改正について

豊明市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和8年2月25日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、駐車場法施行令の改正により共同住宅が特定用途に追加されたことから、共同住宅において適切な駐車施設の附置を義務付ける必要があるからである。

豊明市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正する条例

豊明市における建築物に附置する駐車施設に関する条例（昭和62年豊明市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の表（1）の項その建築物の全部を特定用途に供するものの欄中「特定用途」の次に「（共同住宅を除く。）」を加え、同項その建築物の全部を非特定用途に供するものの欄中「全部を」の次に「共同住宅又は」を加える。

第4条を次のように改める。

（混合用途建築物の場合）

第4条 特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分（以下「特定部分」という。）及び共同住宅又は非特定用途に供する部分若しくは両方を有する建築物は、その全部を特定用途（共同住宅を除く。）に供する建築物とみなし、前条の規定を適用する。この場合において、特定部分の延べ面積に共同住宅及び非特定用途に供する部分の延べ面積に3分の2を乗じて得た面積を加えた面積をその建築物の延べ面積とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 2 1 号

豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別添のように定めるものとする。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

説 明

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い必要があるからである。

豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

豊明市消防団員等公務災害補償条例（昭和47年豊明市条例第84号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に、「第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中「12,900」を「13,340」に、「13,700」を「14,170」に、「14,500」を「15,000」に、「11,300」を「11,670」に、「12,100」を「12,500」に、「9,700」を「10,000」に、「10,500」を「10,840」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の豊明市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた豊明市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 22 号

令和 7 年度豊明市一般会計補正予算（第 10 号）

令和 7 年度豊明市の一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 120, 295 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32, 858, 438 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年 2 月 25 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

令和 7 年 度

豊明市一般会計補正予算書（第 10 号）

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		11,360,692	184,200	11,544,892
	1 市民税	5,137,311	130,000	5,267,311
	2 固定資産税	4,916,254	53,310	4,969,564
	5 都市計画税	736,234	890	737,124
2 地方譲与税		164,500	500	165,000
	3 森林環境譲与税	7,500	500	8,000
9 地方特例交付金		87,000	-6,215	80,785
	1 地方特例交付金	85,000	-7,349	77,651
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填 特別交付金	2,000	1,134	3,134
10 地方交付税		2,156,932	375,160	2,532,092
	1 地方交付税	2,156,932	375,160	2,532,092
13 使用料及び手数料		176,118	-36,693	139,425
	1 使用料	138,950	-36,800	102,150
	2 手数料	37,168	107	37,275
14 国庫支出金		6,141,920	516,963	6,658,883
	1 国庫負担金	3,831,288	24,532	3,855,820

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 国庫補助金	1,796,646	549,551	2,346,197
	3 委託金	13,980	12,000	25,980
	4 国庫交付金	500,006	-69,120	430,886
15 県支出金		2,771,903	-128,915	2,642,988
	1 県負担金	1,376,500	13,564	1,390,064
	2 県補助金	1,111,644	-119,509	992,135
	3 委託金	276,224	-20,970	255,254
	4 県交付金	7,535	-2,000	5,535
	16 財産収入	34,949	15,334	50,283
	1 財産運用収入	34,479	5,513	39,992
	2 財産売払収入	470	9,821	10,291
17 寄附金		214,973	80,550	295,523
	1 寄附金	214,973	80,550	295,523
18 繰入金		2,594,339	-316,000	2,278,339
	1 基金繰入金	2,560,547	-316,000	2,244,547
19 繰越金		851,790	582,253	1,434,043
	1 繰越金	851,790	582,253	1,434,043

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
20 諸収入		779,933	8,758	788,691
	1 延滞金、加算金 及び過料	8,000	4,200	12,200
	5 雑入	483,923	4,558	488,481
21 市債		2,045,400	-155,600	1,889,800
	1 市債	2,045,400	-155,600	1,889,800
歳入合計		31,738,143	1,120,295	32,858,438

歳出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		239,863	-4,300	235,563
	1 議会費	239,863	-4,300	235,563
2 総務費		4,715,592	-526,887	4,188,705
	1 総務管理費	3,703,578	-429,063	3,274,515
	2 徴税費	641,500	-77,270	564,230
	3 戸籍住民基本台帳費	184,313	2,191	186,504
	4 選挙費	102,230	-16,959	85,271
	5 統計調査費	41,299	-5,596	35,703
	7 交通安全対策費	18,011	-190	17,821
3 民生費		13,589,520	-80,608	13,508,912
	1 社会福祉費	6,998,538	-91,551	6,906,987
	2 児童福祉費	5,781,509	10,943	5,792,452
4 衛生費		2,178,017	-159,727	2,018,290
	1 保健衛生費	1,005,018	-113,667	891,351
	2 清掃費	1,172,999	-46,060	1,126,939
5 労働費		3,133	-3,060	73
	1 労働諸費	3,133	-3,060	73

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 農林水産業費		213,968	11,708	225,676
	1 農業費	213,951	11,708	225,659
7 商工費		555,259	-1,158	554,101
	1 商工費	555,259	-1,158	554,101
8 土木費		4,149,598	-22,077	4,127,521
	1 土木管理費	102,715	-78	102,637
	2 道路橋梁費	582,017	0	582,017
	3 河川費	732,886	-7,808	725,078
	4 都市計画費	2,731,980	-14,191	2,717,789
9 消防費		968,431	-5,103	963,328
	1 消防費	968,431	-5,103	963,328
10 教育費		3,715,590	-249,550	3,466,040
	1 教育総務費	1,084,726	14,529	1,099,255
	2 小学校費	1,140,137	-211,420	928,717
	3 中学校費	331,352	-46,451	284,901
	4 社会教育費	348,908	3,381	352,289
	5 保健体育費	810,467	-9,589	800,878

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補 正 額	計
13 諸支出金		27,215	2,161,057	2,188,272
	1 基金費	27,215	2,161,057	2,188,272
歳 出 合 計		31,738,143	1,120,295	32,858,438

第2表 繰越明許費補正
追加

単位：千円

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	住民記録電算処理事業	5,423
10 教育費	1 教育総務費	教育振興補助事業	27,500

第3表 地方債補正
追加

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
間米敷田線改良事業	8,100	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府・県・その他の金融機関については、その融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換えすることができる。

変更

単位：千円

起債の目的	補正前	補正後	補正前同様	
	限度額	限度額	起債の方法	償還の方法
学校施設改修事業	315,000	299,800	証書借入 又は 証券発行	4.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
保育園改修事業	5,700	4,200		
福祉体育館温水ヒーター更新事業	7,300	5,400		
湛水防除事業	11,300	26,200		
道路排水施設更新事業	10,500	6,400		
防災調整池設置事業	242,500	96,700		
排水路拡張事業	149,100	141,000		
公園整備事業	105,500	107,200		
学校施設空調設置事業	17,800	14,100		

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

1 款 市税

1 項 市民税

目	補正前の額	補正額	計
1. 個人	4,655,473	130,000	4,785,473
計	5,137,311	130,000	5,267,311

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 現年課税分	130,000	所得割 130,000 増

1 款 市税

2 項 固定資産税

目	補正前の額	補正額	計
1. 固定資産税	4,909,850	53,310	4,963,160
計	4,916,254	53,310	4,969,564

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 現年課税分	50,000	土地・家屋・償却資産 50,000 増
2. 滞納繰越分	3,310	滞納繰越分 3,310 増

1 款 市税

5 項 都市計画税

目	補正前の額	補正額	計
1. 都市計画税	736,234	890	737,124
計	736,234	890	737,124

単位：千円

節		説明
区分	金額	
2. 滞納繰越分	890	滞納繰越分 890 増

2 款 地方譲与税

3 項 森林環境譲与税

目	補正前の額	補正額	計
1. 森林環境譲与税	7,500	500	8,000
計	7,500	500	8,000

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 森林環境譲与税	500	森林環境譲与税 500 増

9 款 地方特例交付金

1 項 地方特例交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 地方特例交付金	85,000	-7,349	77,651
計	85,000	-7,349	77,651

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 地方特例交付金	-7,349	地方特例交付金 7,349 減

9 款 地方特例交付金

2 項 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金

目	補正前の額	補正額	計
1. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	2,000	1,134	3,134
計	2,000	1,134	3,134

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	1,134	新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 1,134 増

10 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
1. 地方交付税	2,156,932	375,160	2,532,092
計	2,156,932	375,160	2,532,092

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 地方交付税	375,160	普通交付税 375,160 増

13 款 使用料及び手数料

1 項 使用料

目	補正前の額	補正額	計
3. 衛生使用料	55,446	-35,440	20,006
4. 農林水産業使用料	1,083	19	1,102
5. 土木使用料	43,051	-1,379	41,672
計	138,950	-36,800	102,150

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 保健衛生使用料	-35,440	休日診療所使用料 35,440 減
1. 農業総務使用料	19	改善センター施設行政財産目的外使用料 19 増
1. 道路・河川使用料	-1,379	道路占用料 539 減 公共用物使用料 850 減 河川占用料 1 増 大根若王子線行政財産目的外使用料 9 増

13 款 使用料及び手数料
2 項 手数料

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務手数料	26,095	107	26,202
計	37,168	107	37,275

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 総務手数料	107	納税証明手数料 107 増

14 款 国庫支出金
1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 民生費国庫負担金	3,827,500	24,532	3,852,032
計	3,831,288	24,532	3,855,820

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 心身障害者福祉費負担金	20,000	障害者自立支援給付費等国庫負担金 20,000 増
5. 国民健康保険基盤安定負担金	4,626	国民健康保険基盤安定負担金 4,626 増
6. 国民健康保険未就学児均等割保険税負担金	17	国民健康保険未就学児均等割保険税負担金 17 増
7. 国民健康保険産前産後保険税負担金	-111	国民健康保険産前産後保険税負担金 111 減

14 款 国庫支出金
2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費国庫補助金	577,250	518,535	1,095,785
2. 民生費国庫補助金	400,193	1,670	401,863
3. 衛生費国庫補助金	55,705	4,948	60,653
4. 農林水産業費国庫補助金	3,708	-1,939	1,769
5. 土木費国庫補助金	743,930	26,933	770,863
6. 消防費国庫補助金	6,665	-1,523	5,142

単位：千円

節		説明	
区分	金額		
2. 電算管理費補助金	-359,088	社会保障・税番号制度システム整備費補助金	4,771 増
		デジタル基盤改革支援補助金	363,859 減
3. 企画費補助金	877,623	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	877,623
3. 児童福祉費補助金	1,670	子ども・子育て支援事業費補助金	608
		児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金	1,062 増
1. 衛生費補助金	4,948	感染症予防事業費等国庫補助金	1,612
		医療施設運営費等補助金及び中毒情報等基盤整備事業費補助金	3,336
1. 農業費補助金	-1,939	水田農業経営所得安定対策推進費補助金	488 増
		農地耕作条件改善事業補助金	2,427 減
2. 都市計画費補助金	-1,067	住宅・建築物安全ストック形成事業補助金	2,167 減
		街路交通調査費補助金	1,100
3. 河川費	28,000	特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助金	28,000 増
1. 災害対策費補助金	-1,523	住宅・建築物安全ストック形成事業補助金	1,523 減

14 款 国庫支出金
2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
7. 教育費国庫補助金	9,195	927	10,122
計	1,796,646	549,551	2,346,197

単位：千円

節		説明
区分	金額	
2. 学校施設整備費補助金	927	公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金 927

14 款 国庫支出金
3 項 委託金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費委託金	11,688	12,000	23,688
計	13,980	12,000	25,980

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 児童福祉費委託金	12,000	不登校支援事業委託金 12,000

14 款 国庫支出金
4 項 国庫交付金

目	補正前の額	補正額	計
3. 衛生費国庫交付金	52,220	-21,970	30,250
4. 土木費国庫交付金	66,595	-47,150	19,445
計	500,006	-69,120	430,886

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 環境衛生費交付金	-21,970	循環型社会形成推進交付金 21,970 減
1. 道路橋梁費交付金	-47,150	社会資本整備総合交付金 47,150 減

15 款 県支出金
1 項 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
1. 民生費県負担金	1,372,660	13,564	1,386,224
計	1,376,500	13,564	1,390,064

単位：千円

節		説明
区分	金額	
2. 心身障害者福祉費負担金	10,000	障害者自立支援給付費等負担金 10,000 増
6. 国民健康保険基盤安定負担金	3,610	国民健康保険基盤安定負担金 3,610 増
7. 国民健康保険未就学児均等割保険税負担金	9	国民健康保険未就学児均等割保険税負担金 9 増
8. 国民健康保険産前産後保険税負担金	-55	国民健康保険産前産後保険税負担金 55 減

15 款 県支出金
2 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費県補助金	2,384	3,980	6,364
2. 民生費県補助金	666,136	-100,629	565,507

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 企画費補助金	1,000	元気な愛知の市町村づくり補助金 1,000
5. 総務管理費補助金	1,980	元気な愛知の市町村づくり補助金 1,980
6. 電算管理費補助金	1,000	元気な愛知の市町村づくり補助金 1,000
2. 老人福祉費補助金	-124,912	介護施設等整備事業費補助金 124,912 減

15 款 県支出金
2 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
(民生費県補助金)			
3. 衛生費県補助金	27,542	-9,195	18,347
4. 労働費県補助金	2,295	-2,295	0
5. 農林水産業費県補助金	18,489	-2,136	16,353
7. 土木費県補助金	111,694	10,356	122,050

単位：千円

節		説明	
区分	金額		
5. 児童福祉費補助金	531	児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金	531 増
6. 保育園費補助金	23,752	産休代替等職員設置費補助金	643
		保育所等給食費軽減対策支援金	23,109 増
1. 環境衛生費補助金	-8,628	合併処理浄化槽設置費補助金	8,628 減
2. 保健衛生費補助金	-567	若年がん患者在宅療養支援事業費補助金	567 減
1. 労働諸費補助金	-2,295	首都圏人材確保支援事業費補助金	2,295 減
1. 農業費補助金	-2,136	農業委員会交付金	112 増
		農業農村多面的機能支払事業推進補助金	40 増
		農業農村多面的機能支払事業補助金	404 増
		環境保全型農業直接支払交付金	32 増
		農地利用最適化交付金	825 減
		新規就農者育成総合対策経営開始資金補助金	1,500 減
		農地利用効率化等支援交付金	399 減
1. 都市計画費補助金	-1,584	住宅・建築物安全ストック形成事業補助金	1,584 減
2. 道路橋梁費補助金	-2,060	道路改良事業費補助金	2,060 減

15 款 県支出金
2 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
(土木費県補助金)			
8. 消防費県補助金	890	-762	128
9. 教育費県補助金	281,104	-18,828	262,276
計	1,111,644	-119,509	992,135

単位：千円

節		説明
区分	金額	
3. 河川費補助金	14,000	特定都市河川浸水被害対策推進事業費補助金 14,000 増
1. 災害対策費補助金	-762	住宅・建築物安全ストック形成事業補助金 762 減
1. 教育振興費補助金	-16,107	教員業務支援員配置事業補助金 1,389 減 外国人児童生徒日本語教育支援事業費補助金 14,718 減
2. 学校施設整備費補助金	-2,721	公立学校情報機器整備事業費補助金 2,721 減

15 款 県支出金
3 項 委託金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費委託金	252,104	-22,555	229,549
6. 教育費委託金	23,051	1,585	24,636
計	276,224	-20,970	255,254

単位：千円

節		説明
区分	金額	
3. 選挙費委託金	-16,959	参議院議員選挙委託金 16,959 減
4. 統計調査費委託金	-5,596	経済センサス調査委託金 317 減 国勢調査委託金 5,279 減
3. 保健体育総務費委託金	1,585	地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金 1,585

15 款 県支出金
4 項 県交付金

目	補正前の額	補正額	計
2. 土木費県交付金	6,086	-2,000	4,086
計	7,535	-2,000	5,535

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 緑化事業費交付金	-2,000	あいち森と緑づくり事業交付金 2,000 減

16 款 財産収入
1 項 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
2. 利子及び配当金	32,237	5,513	37,750
計	34,479	5,513	39,992

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 利子及び配当金	5,513	財政調整基金利子 2,080 増 教育基金利子 1,039 増 公共施設建設及び整備基金利子 1,613 増 福祉基金利子 776 増 森林環境譲与税基金利子 5 増

16 款 財産収入
2 項 財産売払収入

目	補正前の額	補正額	計
1. 不動産売払収入	470	8,241	8,711
2. 物品売払収入	0	1,580	1,580

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 土地建物売払代金	8,241	土地建物売払代金 8,241 増
1. 物品売払代金	1,580	塵芥車等売払代金 1,045 バス車両売払代金 535

16 款 財産収入

2 項 財産売却収入

目	補正前の額	補正額	計
計	470	9,821	10,291

単位：千円

節		説明
区分	金額	

17 款 寄附金

1 項 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般寄附金	214,973	80,550	295,523
計	214,973	80,550	295,523

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 一般寄附金	80,550	企業版ふるさと納税寄附金 4,200 増 競馬場周辺整備事業寄附金 74,260 増 一般寄附金 1,990 増 都市計画費寄附金 50 教育費寄附金 50 増

18 款 繰入金

1 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
2. 教育基金繰入金	717,000	-251,000	466,000
3. 公共施設建設及び整備基金繰入金	360,000	-35,000	325,000
4. 福祉基金繰入金	503,000	-30,000	473,000
計	2,560,547	-316,000	2,244,547

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 教育基金繰入金	-251,000	教育基金繰入金 251,000 減
1. 公共施設建設及び整備基金繰入金	-35,000	公共施設建設及び整備基金繰入金 35,000 減
1. 福祉基金繰入金	-30,000	福祉基金繰入金 30,000 減

19 款 繰越金
1 項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	851,790	582,253	1,434,043
計	851,790	582,253	1,434,043

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	582,253	前年度繰越金 582,253 増

20 款 諸収入
1 項 延滞金、加算金及び過料

目	補正前の額	補正額	計
1. 延滞金	8,000	4,200	12,200
計	8,000	4,200	12,200

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 延滞金	4,200	諸税延滞金 4,200 増

20 款 諸収入
5 項 雑入

目	補正前の額	補正額	計
3. 雑入	483,420	4,558	487,978
計	483,923	4,558	488,481

単位：千円

節		説明
区分	金額	
5. 雑入	4,558	自治総合センター助成金 10,000 債権管理課雑入 695 増 自治総合センター助成金 5,000 減 ペガサス財団助成金 1,000 行政代執行費用徴収金 2,137 減

21 款 市債
1 項 市債

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務債	328,000	-18,600	309,400
2. 農林水産債	35,900	14,900	50,800
3. 土木債	1,644,300	-148,200	1,496,100
6. 教育債	24,200	-3,700	20,500
計	2,045,400	-155,600	1,889,800

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 学校施設改修事業債	-15,200	学校施設改修事業 15,200 減
2. 保育園改修事業債	-1,500	保育園改修事業 1,500 減
3. 福祉体育館改修事業債	-1,900	福祉体育館温水ヒーター更新事業 1,900 減
1. 土地改良事業債	14,900	湛水防除事業 14,900 増
1. 排水路設置事業債	-4,100	道路排水施設更新事業 4,100 減
2. 河川改修事業債	-153,900	防災調整池設置事業 145,800 減 排水路拡張事業 8,100 減
4. 都市計画事業債	1,700	公園整備事業 1,700 増
5. 街路事業債	8,100	間米敷田線改良事業 8,100
1. 学校施設改修事業債	-3,700	学校施設空調設置事業 3,700 減

歳出
1 款 議会費
1 項 議会費

目	補正前 の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 議会費	239,863	-4,300	235,563	1. 報酬	-1,168
				3. 職員手当等	-346
				7. 報償費	-200
				8. 旅費	-2,113
				13. 使用料及び賃借料	-76
				14. 工事請負費	-335
				18. 負担金、補助及び交付金	-62
計	239,863	-4,300	235,563		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
2 議員活動事業	-2,661				-2,661	報償品費等 200 減 費用弁償及び普通旅費 600 減 調査旅費 1,500 減 文書管理システム等使用料 26 減 委員会室電源設置工事費 335 減
3 事務局事業	-1,577				-1,577	議会庶務事務 1,168 減 会計年度任用職員期末手当 178 減 会計年度任用職員勤勉手当 168 減 会計年度任用職員費用弁償 13 減 バス等借上料 50 減
4 負担金事業	-62				-62	市議会議長会等負担金 62 減
計	-4,300				-4,300	
	-4,300				-4,300	

2 款 総務費
1 項 総務管理費

目	補正前 の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般管理費	645,971	-2,657	643,314	12. 委託料	-272
				13. 使用料及び賃借料	-1,806
				17. 備品購入費	-500
				18. 負担金、補助及び交付金	-79

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 一般管理人件費	0	5,924			-5,924	財源振替
2 庁舎管理事業	-2,358				-2,358	庁舎警備委託料 52 減 機器借上料 1,806 減 備品購入費 500 減

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(一般管理費)					
2. 秘書人事管理 費	1,105,019	-9,714	1,095,305	1. 報酬	-2,410
				3. 職員手当等	-1,420
				4. 共済費	-2,647
				8. 旅費	-430
				12. 委託料	-2,018
				13. 使用料及び賃借 料	-469
				18. 負担金、補助及 び交付金	-320

単位：千円

事 業	金 額	補正額の財源内訳			一 般 財 源	説 明
		特 定 財 源				
		国県支出金	地方債	その他		
3 契約検査事 業	-79				-79	あいち電子調達共同シ テム負担金 79 減
4 一般管理事 務事業	-220				-220	行政不服審査制度補助業 務委託料 220 減
計	-2,657	5,924			-8,581	
1 秘書人事人 件費	-3,367	-1,782			-1,585	児童手当 720 減 職員共済組合事務費負担 金 1,200 減 社会保険児童手当拠出金 200 減 雇用保険掛金負担金 644 減 労働者災害補償保険負担 金 603 減
2 職員健康診 断事業	-940				-940	職員健康診断等委託料 940 減
3 職員研修事 業	-865				-865	研修旅費 130 減 職員研修委託料 415 減 実務研修費負担金 320 減
4 秘書人事管 理事務事業	-4,542				-4,542	特別職報酬審議会委員報 酬 50 減 庁内事務補助業務 2,360 減 会計年度任用職員期末手 当 380 減 会計年度任用職員勤勉手 当 320 減 費用弁償及び普通旅費 300 減 電算関係委託料 443 減 試験問題等委託料 220 減 電算関係借上料 469 減

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 文書費	29,705	0	29,705		
4. 広報費	22,883	-2,113	20,770	10. 需用費 印刷製本費	-2,000 -2,000
				12. 委託料	-113
5. 財政管理費	13,181	-2,186	10,995	8. 旅費	-105
				10. 需用費 消耗品費 印刷製本費	-1,134 -554 -580
				12. 委託料	-947
7. 財産管理費	795,023	-28,239	766,784	11. 役務費 手数料	-1,061 -1,061
				12. 委託料	-8,405
				13. 使用料及び賃借 料	-971
				14. 工事請負費	-17,681
				17. 備品購入費	-121

単位：千円

事 業	金 額	補正額の財源内訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
計	-9,714	-1,782			-7,932	
1 文書事業	0	1,980			-1,980	財源振替
1 広報活動事 業	-2,113				-2,113	印刷製本費 2,000 減 市政記録映画制作委託料 68 減 広報等記録写真撮影委託 料 45 減
計	-2,113				-2,113	
1 財務会計事 業	-320				-320	電算関係委託料 320 減
2 財政管理事 務事業	-1,866				-1,866	普通旅費 105 減 消耗品費 554 減 印刷製本費 580 減 公会計制度支援委託料 627 減
計	-2,186				-2,186	
2 公用車管理 事業	-121				-121	自動車購入費 121 減
3 財産管理事 務事業	-1,792				-1,792	手数料 821 減 土地等借上料 971 減
4 公共施設管 理事業	-26,326	1,000	-18,600	-4,000	-4,726	手数料 240 減 調査・点検業務等委託料 300 減 公共施設包括管理業務委 託料 500 減 青い鳥保育園多目的トイ レ整備工事設計業務委託 料 1,500 減 公共施設劣化状況調査業 務委託料 6,105 減

2 款 総務費

1 項 総務管理費

単位：千円

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(財産管理費)					
8. 企画費	161,951	-3,267	158,684	1. 報酬	-513
				11. 役務費 通信運搬費	-330
				12. 委託料	-924
				18. 負担金、補助及 び交付金	-1,500
11. 市民活動推進 費	173,853	-7,722	166,131	1. 報酬	-70
				7. 報償費	-52
				10. 需用費 光熱水費	-1,000
				11. 役務費 通信運搬費 筆耕翻訳料	-479
				12. 委託料	-1,016
				18. 負担金、補助及 び交付金	-5,105
12. 電算管理費	694,782	-373,075	321,707	10. 需用費 修繕料	-700

事 業	金 額	補正額の財源内訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
						教育費営繕工事費 11,742 減 栄小学校屋根防水改修工 3,853 減 事費 福祉体育館温水ヒーター 2,086 減 更新工事費
計	-28,239	1,000	-18,600	-4,000	-6,639	
1 企画事務事 業	-323				-323	豊明市行政改革推進委員 323 減 会等委員報酬
2 地域創生事 務事業	-2,944			10,000	-12,944	地域公共交通会議委員報 190 減 酬 通信運搬費 330 減 公共建築物状況分析調査 924 減 業務委託料 循環バス運行負担金 1,500 減
計	-3,267			10,000	-13,267	
1 市民活動推 進事業	-7,670			-800	-6,870	地域共生推進委員会委員 70 減 報酬 光熱水費 1,000 減 通信運搬費 63 減 筆耕翻訳料 416 減 市民意識調査等業務委託 1,016 減 料 市民提案型まちづくり事 105 減 業交付金 コミュニティ助成金 5,000 減
2 都市・国際 交流事業	-52				-52	講座等講師謝礼 52 減
計	-7,722			-800	-6,922	
1 電算管理事 業	-373,075	-361,275			-11,800	修繕料 700 減

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(電算管理費)				11. 役務費	-930
				通信運搬費	-250
				手数料	-680
				12. 委託料	-348,905
				13. 使用料及び賃借料	-22,300
				18. 負担金、補助及び交付金	-240
13. 防犯対策費	17,480	-90	17,390	10. 需用費	-90
				光熱水費	-90
計	3,703,578	-429,063	3,274,515		

2 款 総務費

2 項 徴税費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 税務総務費	564,949	-77,220	487,729	10. 需用費	-363
				印刷製本費	-363
				11. 役務費	-130
				手数料	-130
				12. 委託料	-8,434
				13. 使用料及び賃借料	-123
				19. 扶助費	-68,170

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
						通信運搬費 250 減 手数料 680 減 電算関係委託料 348,520 減 職員研修委託料 385 減 ASP等使用料 22,300 減 あいち電子自治体推進協 240 減 議会負担金
計	-373,075	-361,275			-11,800	
1 防犯対策事業	-90				-90	光熱水費 90 減
計	-90				-90	
	-429,063	-354,153	-18,600	5,200	-61,510	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
2 地番家屋現況図修正事業	-5,267				-5,267	地番家屋現況図修正業務 5,267 減 委託料
4 税務総務事務事業	-71,953				-71,953	印刷製本費 363 減 手数料 130 減 標準地鑑定業務委託料 625 減 定額減税補足給付金業務 2,542 減 委託料 電算関係借上料 123 減 定額減税補足給付金 68,170 減
計	-77,220				-77,220	

2 款 総務費
2 項 徴税费

目	補正前 の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 徴收费	76,551	-50	76,501	18. 負担金、補助及 び交付金	-50
計	641,500	-77,270	564,230		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 徴収計算事業	0			107	-107	財源振替
2 徴収事務事業	-50				-50	諸負担金 50 減
計	-50			107	-157	
	-77,270			107	-77,377	

2 款 総務費
3 項 戸籍住民基本台帳費

目	補正前 の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 戸籍住民基本 台帳費	184,313	2,191	186,504	11. 役務費 通信運搬費	-480
				12. 委託料	3,155
				17. 備品購入費	-484
計	184,313	2,191	186,504		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
2 住民記録電 算処理事業	3,839	3,839				電算関係委託料 3,839 増
3 戸籍住民基 本台帳事務 事業	-1,648	-652			-996	通信運搬費 480 減 電算関係委託料 684 減 在留カード住居地等記録 端末購入費 484 減
計	2,191	3,187			-996	
	2,191	3,187			-996	

2 款 総務費
4 項 選挙費

目	補正前 の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 参議院議員選 挙費	54,723	-16,959	37,764	1. 報酬	-928
				3. 職員手当等	-4,917

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 参議院議員 選挙執行事 業	-16,959	-16,959				投票管理者等報酬 369 減 選挙業務 559 減 超過勤務手当 4,917 減

2 款 総務費
4 項 選挙費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(参議院議員選 挙費)				7. 報償費	-80
				8. 旅費	-47
				10. 需用費	-1,800
				消耗品費	-904
				食糧費	-87
				印刷製本費	-409
				修繕料	-400
				11. 役務費	-1,568
				通信運搬費	-1,335
				手数料	-101
				広告料	-132
				12. 委託料	-6,303
13. 使用料及び賃借 料	-282				
14. 工事請負費	-110				
17. 備品購入費	-924				
計	102,230	-16,959	85,271		

単位：千円

事 業	金 額	補正額の財源内訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
						報償品費等 80 減 普通旅費 33 減 会計年度任用職員費用弁 償 14 減 消耗品費 904 減 食糧費 87 減 印刷製本費 409 減 修繕料 400 減 通信運搬費 1,335 減 手数料 101 減 広告料 132 減 電算関係委託料 1,100 減 選挙公報等配布委託料 428 減 電話交換業務委託料 10 減 投票受付等業務委託料 4,406 減 投票所案内看板設置委託 料 184 減 投票所警備委託料 78 減 開票会場設置等委託料 97 減 会場等使用料 282 減 投票所等整備工事費 110 減 備品購入費 924 減
計	-16,959	-16,959				
	-16,959	-16,959				

2 款 総務費
5 項 統計調査費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 商工統計調査 費	471	-317	154	1. 報酬	-67
				10. 需用費	-250
				消耗品費	-250
計					

単位：千円

事 業	金 額	補正額の財源内訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 商工統計調 査事業	-317	-317				統計調査員報酬 67 減 消耗品費 250 減
計	-317	-317				

2 款 総務費

5 項 統計調査費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 諸統計調査費	40,634	-5,279	35,355	1. 報酬	-4,201
				7. 報償費	-60
				10. 需用費	-250
				消耗品費	-250
				11. 役務費	-420
				通信運搬費	-270
				広告料	-150
12. 委託料	-288				
14. 工事請負費	-60				
計	41,299	-5,596	35,703		

単位：千円

事 業	金 額	補正額の財源内訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 諸統計調査事業	-5,279	-5,279				統計調査員報酬 4,201 減 報償品費等 60 減 消耗品費 250 減 通信運搬費 270 減 広告料 150 減 国勢調査業務委託料 288 減 電話回線接続工事費 60 減
計	-5,279	-5,279				
	-5,596	-5,596				

2 款 総務費

7 項 交通安全対策費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 交通安全対策費	18,011	-190	17,821	18. 負担金、補助及び交付金	-190
計	18,011	-190	17,821		

単位：千円

事 業	金 額	補正額の財源内訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
2 交通安全推進事業	-190				-190	自転車乗車用ヘルメット 190 減 着用促進事業費等補助金
計	-190				-190	
	-190				-190	

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前 の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 社会福祉総務費	938,700	7,578	946,278	11. 役務費 手数料	-700
				12. 委託料	-3,600
				13. 使用料及び賃借料	-50
				18. 負担金、補助及び交付金	-238
				27. 繰出金	12,166
2. 老人福祉費	1,278,793	-134,335	1,144,458	7. 報償費	-450
				18. 負担金、補助及び交付金	-125,094
				19. 扶助費	-7,980
				27. 繰出金	-811

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳			説明	
		特 定 財 源				一 般 財 源
		国県支出金	地方債	その他		
2 福祉推進事業	-4,538				-4,538	手数料 700 減 生活困窮者緊急生活支援 3,600 減 事業委託料 講習会負担金 238 減
4 社会福祉総務事務事業	-50				-50	バス等借上料 50 減
5 国民健康保険特別会計繰出事業	12,166	8,096			4,070	保険基盤安定繰出金（保 1,726 増 険税軽減分） 保険基盤安定繰出金（保 9,250 増 険者支援分） 未就学児均等割保険税繰 32 増 出金 産前産後保険税繰出金 223 減 財政安定化支援事業繰出 1,381 増 金
計	7,578	8,096			-518	
1 老人福祉事業	-125,544	-124,912			-632	高齢者報償金等 450 減 老人クラブ補助金 182 減 介護施設等整備事業費 124,912 減 補助金
3 老人扶助事業	-7,980				-7,980	老人介護手当給付費 400 減 理髪サービス事業費 80 減 高齢者タクシー料金助成 7,500 減 事業費
8 介護保険特別会計繰出事業	-811				-811	事務費繰出金 811 減
計	-134,335	-124,912			-9,423	

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 心身障害者福祉費	2,656,312	39,000	2,695,312	12. 委託料	-1,000
				19. 扶助費	40,000
4. 福祉医療費	950,786	-518	950,268	1. 報酬	-400
				3. 職員手当等	-100
				8. 旅費	-18
5. 後期高齢者医療費	1,173,947	-3,276	1,170,671	27. 繰出金	-3,276
計	6,998,538	-91,551	6,906,987		

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 児童福祉総務費	2,256,056	-2,788	2,253,268	3. 職員手当等	-1,302
				19. 扶助費	-1,486

単位：千円

事 業	金 額	補正額の財源内訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 心身障害児者福祉推進事業	-1,000				-1,000	電算関係委託料 1,000 減
2 心身障害児者扶助事業	40,000	30,000		776	9,224	訓練等給付費 40,000 増
計	39,000	30,000		776	8,224	
2 福祉医療事務事業	-518				-518	福祉医療事務 400 減 会計年度任用職員期末手当 50 減 会計年度任用職員勤勉手当 50 減 会計年度任用職員費用弁償 18 減
計	-518				-518	
1 後期高齢者医療事業	-3,276				-3,276	後期高齢者医療事務費繰出金 3,276 減
計	-3,276				-3,276	
	-91,551	-86,816		776	-5,511	

単位：千円

事 業	金 額	補正額の財源内訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
2 児童館等管理運営事業	0			1,000	-1,000	財源振替
3 児童福祉事務事業	-2,788	8,277			-11,065	会計年度任用職員期末手当 707 減

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(児童福祉総務費)					
2. 保育園費	3,525,453	13,731	3,539,184	11. 役務費 保険料	-77 -77
				12. 委託料	-5,290
				18. 負担金、補助及 び交付金	19,098
計	5,781,509	10,943	5,792,452		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
						会計年度任用職員勤勉手当 595 減 ひとり親家庭等自立支援給付金 1,486 減
計	-2,788	8,277		1,000	-12,065	
2 保育事業	13,731	23,752			-10,021	保険料 77 減 医療的ケア児保育委託料 5,290 減 民間保育所等運営費補助 19,735 増 金 保育士資格取得等支援補助金 580 減 私立幼稚園経常費補助金 57 減
計	13,731	23,752			-10,021	
	10,943	32,029		1,000	-22,086	

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 母子保健費	321,527	-4,900	316,627	1. 報酬	-1,600
				7. 報償費	-200
				12. 委託料	-2,000
				18. 負担金、補助及 び交付金	-1,100

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 母子保健活動事業	-3,400				-3,400	母子保健嘱託医報酬 900 減 乳幼児等歯科健診医報酬 700 減 健康講座等講師謝礼 200 減 電算関係委託料 1,000 減 妊婦・乳児健康診査費補助金 600 減
2 子育て予防接種事業	-1,500				-1,500	予防接種委託料 1,000 減 予防接種等費用助成金 500 減
計	-4,900				-4,900	

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 健康推進費	320,885	-40,165	280,720	1. 報酬	-4,550
				3. 職員手当等	-2,192
				8. 旅費	-47
				12. 委託料	-28,996
				18. 負担金、補助及 び交付金	-4,380
4. 環境衛生費	176,536	-65,630	110,906	18. 負担金、補助及 び交付金	-65,630
6. 休日診療所運 営費	24,033	-2,235	21,798	10. 需用費 医薬材料費	-2,235 -2,235
7. 公害対策費	5,957	-737	5,220	12. 委託料	-737

単位：千円

事 業	金 額	補正額の財源内訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 健康推進活 動事業	-10,912	4,381			-15,293	各種診断等業務 4,550 減 会計年度任用職員期末手 1,057 減 当 会計年度任用職員勤勉手 914 減 当 会計年度任用職員費用弁 47 減 償 成人病診断等委託料 2,315 減 電算関係委託料 895 減 若年がん患者在宅療養支 1,134 減 援事業費補助金
2 成人予防接 種事業	-29,253			-30,000	747	会計年度任用職員期末手 122 減 当 会計年度任用職員勤勉手 99 減 当 予防接種委託料 25,786 減 予防接種等費用助成金 3,246 減
計	-40,165	4,381		-30,000	-14,546	
1 環境衛生事 業	-65,630	-30,598			-35,032	合併処理浄化槽設置費補 61,930 減 助金 合併処理浄化槽維持管理 3,700 減 費補助金
計	-65,630	-30,598			-35,032	
1 休日診療所 運営事業	-2,235			-3,820	1,585	医薬材料費 2,235 減
計	-2,235			-3,820	1,585	
1 公害対策事 業	-737				-737	水質等分析調査委託料 220 減 自動車騒音常時監視等業 517 減 務委託料

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前 の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
計	1,005,018	-113,667	891,351		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
計	-737				-737	
	-113,667	-26,217		-33,820	-53,630	

4 款 衛生費

2 項 清掃費

目	補正前 の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 清掃総務費	964,803	-42,060	922,743	18. 負担金、補助及 び交付金	-42,060
2. 塵芥処理費	186,384	-3,000	183,384	12. 委託料	-3,000
3. し尿処理費	21,812	-1,000	20,812	12. 委託料	-1,000
計	1,172,999	-46,060	1,126,939		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
2 東部知多衛 生組合負担 金事業	-42,060				-42,060	東部知多衛生組合負担金 42,060 減
計	-42,060				-42,060	
1 塵芥処理事 業	-3,000				-3,000	塵芥収集委託料 3,000 減
計	-3,000				-3,000	
1 し尿汲み取 り事業	-1,000				-1,000	し尿汲み取り委託料 1,000 減
計	-1,000				-1,000	
	-46,060				-46,060	

5 款 労働費

1 項 労働諸費

目	補正前 の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 労働諸費	3,133	-3,060	73	18. 負担金、補助及 び交付金	-3,060

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 労働事業	-3,060	-2,295			-765	移住支援金 3,060 減
計	-3,060	-2,295			-765	

5 款 労働費

1 項 労働諸費

目	補正前 の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
計	3,133	-3,060	73		

単位：千円

事 業	金 額	補正額の財源内訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
	-3,060	-2,295			-765	

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

目	補正前 の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 農業委員会費	9,470	-310	9,160	1. 報酬	-310
2. 農業総務費	67,169	-55	67,114	12. 委託料	-55
3. 農業振興費	17,786	-2,099	15,687	18. 負担金、補助及び交付金	-2,099
5. 農地費	113,891	14,303	128,194	18. 負担金、補助及び交付金	14,303

単位：千円

事 業	金 額	補正額の財源内訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 農業委員会 事業	-310	-825			515	農業委員会委員等報酬 310 減
計	-310	-825			515	
1 農業総務人 件費	0	112			-112	財源振替
2 農村環境改 善センター 管理事業	-55			19	-74	改善センター機械保守委 55 減 託料
計	-55	112		19	-186	
1 農業振興事 業	-2,099	-1,379			-720	米生産調整推進対策奨励 200 減 費補助金 新規就農者育成総合対策 1,500 減 経営開始資金補助金 農地利用効率化等支援事 399 減 業補助金
計	-2,099	-1,379			-720	
1 土地改良事 業	14,303	444	14,900	-1,000	-41	県営たん水防除事業負担 14,303 増 金
計	14,303	444	14,900	-1,000	-41	

6 款 農林水産業費
1 項 農業費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
6. 地域農政推進 対策事業費	5,610	-131	5,479	1. 報酬	-65
				12. 委託料	-66
計	213,951	11,708	225,659		

単位：千円

事 業	金 額	補正額の財源内訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 地域農政推進 対策事業	-131				-131	農業政策計画検討委員会 65 減 委員等報酬 農業振興地域整備計画策 定委託料 66 減
計	-131				-131	
	11,708	-1,648	14,900	-981	-563	

7 款 商工費
1 項 商工費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 商工振興費	475,595	-1,108	474,487	18. 負担金、補助及 び交付金	-1,108
4. 消費者行政推 進費	2,875	-50	2,825	8. 旅費	-50
計	555,259	-1,158	554,101		

単位：千円

事 業	金 額	補正額の財源内訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 商工業振興 補助事業	-1,108				-1,108	小規模企業等振興資金信 1,000 減 用保証料助成金 小規模事業者経営改善資 金利子補給 108 減
計	-1,108				-1,108	
1 消費者行政 推進事業	-50				-50	普通旅費 50 減
計	-50				-50	
	-1,158				-1,158	

8 款 土木費

1 項 土木管理費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 土木総務費	90,075	-78	89,997	18. 負担金、補助及 び交付金	-78
計	102,715	-78	102,637		

単位：千円

事 業	金 額	補正額の財源内訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
2 土木総務事 務事業	-78				-78	諸負担金 78 減
計	-78				-78	
	-78				-78	

8 款 土木費

2 項 道路橋梁費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 道路維持費	367,627	0	367,627		
2. 道路新設改良 費	180,966	0	180,966		
計	582,017	0	582,017		

単位：千円

事 業	金 額	補正額の財源内訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 道路維持事 業	0	-14,550	4,000	-31,389	41,939	財源振替
1 道路新設改 良事業	0	-34,660			34,660	財源振替
	0	-49,210	4,000	-31,389	76,599	

8 款 土木費

3 項 河川費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 河川新設改良 費	709,976	-7,808	702,168	12. 委託料	-5,381
				18. 負担金、補助及 び交付金	-2,427
2. 河川維持費	22,910	0	22,910		
計	732,886	-7,808	725,078		

単位：千円

事 業	金 額	補正額の財源内訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 河川改修事 業	-7,808	39,573	-153,900		106,519	調査測量設計等委託料 5,381 減 田んぼダム治水対策事業 2,427 減 補助金
計	-7,808	39,573	-153,900		106,519	
1 河川維持修 繕事業	0			1	-1	財源振替
	-7,808	39,573	-153,900	1	106,518	

8 款 土木費

4 項 都市計画費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 都市計画総務費	141,106	-6,852	134,254	1. 報酬	-225
				11. 役務費 通信運搬費	-41 -41
				12. 委託料	-1,468
				18. 負担金、補助及 び交付金	-5,118
2. 市街地開発費	1,779,716	-670	1,779,046	8. 旅費	-121
				11. 役務費 保険料	-4 -4
				18. 負担金、補助及 び交付金	-545
3. 街路事業費	24,104	-4,574	19,530	12. 委託料	-4,574
4. 公園事業費	293,567	0	293,567		

単位：千円

事 業	金 額	補正額の財源内訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
2 都市計画調査事業	-85				-85	都市計画審議会等委員報酬 85 減
3 都市計画事務事業	-6,767	-3,751			-3,016	空家等対策協議会委員報酬 55 減 都市計画マスタープラン策定委員報酬 85 減 通信運搬費 41 減 建築相談等委託料 20 減 木造住宅耐震診断委託料 1,184 減 都市計画マスタープラン策定委託料 264 減 住宅・建築物安全ストック形成事業補助金 3,701 減 親との同居・近居購入費補助金 1,417 減
計	-6,852	-3,751			-3,101	
1 市街地開発事業	-670				-670	普通旅費 121 減 保険料 4 減 柵ノ木開発事業負担金 545 減
計	-670				-670	
1 街路事務事業	-4,315			9	-4,324	調査測量設計等委託料 4,315 減
2 大根若王子線改良事業	-259	1,100			-1,359	調査測量設計等委託料 259 減
計	-4,574	1,100		9	-5,683	
2 公園施設改修事業	0		1,700	50	-1,750	財源振替

8 款 土木費

4 項 都市計画費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
6. 緑化事業費	8,355	-2,000	6,355	18. 負担金、補助及 び交付金	-2,000
7. 有料駐車場事 業費	2,561	-95	2,466	12. 委託料	-95
計	2,731,980	-14,191	2,717,789		

単位：千円

事 業	金 額	補正額の財源内訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 緑化対策事 業	-2,000	-2,000				都市緑化推進事業補助金 2,000 減
計	-2,000	-2,000				
1 有料駐車場 維持管理事 業	-95				-95	有料駐車場維持管理等業 務委託料 95 減
計	-95				-95	
	-14,191	-4,651	1,700	59	-11,299	

9 款 消防費

1 項 消防費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 非常備消防費	38,102	-1,031	37,071	13. 使用料及び賃借 料	-151
				18. 負担金、補助及 び交付金	-880
4. 災害対策費	50,423	-4,072	46,351	11. 役務費 通信運搬費	-608
				12. 委託料	-123
				14. 工事請負費	-297
				18. 負担金、補助及 び交付金	-3,044
計	968,431	-5,103	963,328		

単位：千円

事 業	金 額	補正額の財源内訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 非常備消防 活動事業	-1,031				-1,031	バス等借上料 101 減 操法大会会場使用料 50 減 消防団訓練交付金 880 減
計	-1,031				-1,031	
1 災害対策事 業	-3,044	-2,285			-759	ブロック塀撤去事業費等 3,044 減 補助金
2 災害対策事 務事業	-1,028				-1,028	通信運搬費 608 減 分岐表示板保守委託料 123 減 全国瞬時警報システム自 動起動機更新工事費 297 減
計	-4,072	-2,285			-1,787	
	-5,103	-2,285			-2,818	

10 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 事務局費	187,146	-10,673	176,473	8. 旅費	-50
				10. 需用費	-10,500
				消耗品費	-10,500
				18. 負担金、補助及 び交付金	-123
3. 教育振興費	894,858	25,202	920,060	10. 需用費	-200
				光熱水費	-200
				12. 委託料	-898
				18. 負担金、補助及 び交付金	26,600
				20. 貸付金	-300
計	1,084,726	14,529	1,099,255		

単位：千円

事 業	金 額	補正額の財源内訳			一 般 財 源	説 明
		特 定 財 源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 事務局人件 費	0	-2,529			2,529	財源振替
2 事務局事務 事業	-10,673				-10,673	普通旅費 50 減 消耗品費 10,500 減 愛日地方教育事務協議会 123 減 負担金
計	-10,673	-2,529			-8,144	
1 教育振興事 業	-631	-10,407			9,776	学校水泳運動指導業務委 631 減 託料
2 教育振興補 助事業	26,300				26,300	私立高等学校等就学助成 900 減 金 新入学祝金 27,500 ふるさと応援奨学金 300 減
4 教育振興事 務事業	0	-1,389			1,389	財源振替
5 放課後育成 事業	-467				-467	光熱水費 200 減 施設管理・機械器具保守 117 減 点検等委託料 学校体育施設開放管理委 150 減 託料
計	25,202	-11,796			36,998	
	14,529	-14,325			28,854	

10 款 教育費
2 項 小学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 学校管理費	1,073,260	-211,376	861,884	1. 報酬	-263
				10. 需用費	-10,000
				光熱水費	-10,000
				11. 役務費	-200
				手数料	-200
				12. 委託料	-200
				13. 使用料及び賃借 料	-5,379
				14. 工事請負費	-3,749
				16. 公有財産購入費	-98,325
2. 教育振興費	66,877	-44	66,833	17. 備品購入費	-44
計	1,140,137	-211,420	928,717		

10 款 教育費
3 項 中学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 学校管理費	278,853	-46,335	232,518	1. 報酬	-62
				10. 需用費	-5,000
				消耗品費	-2,000
				光熱水費	-3,000

単位：千円

事 業	金 額	補正額の財源内訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
2 小学校管理 事務事業	-211,376	-3,700	-3,700	-202,187	-1,789	校医報酬 224 減 歯科医報酬 39 減 光熱水費 10,000 減 手数料 200 減 スクールバス委託料 200 減 電算関係借上料 4,858 減 学校用地借上料 341 減 タクシー等使用料 30 減 賃借料 150 減 特別教室等エアコン設置 3,749 減 工事費 学校用地購入費 98,325 減 管理用備品購入費 93,000 減 諸負担金 260 減
計	-211,376	-3,700	-3,700	-202,187	-1,789	
1 小学校教育 振興事業	-44			50	-94	図書及び器具購入費 50 増 理科備品購入費 94 減
計	-44			50	-94	
	-211,420	-3,700	-3,700	-202,137	-1,883	

単位：千円

事 業	金 額	補正額の財源内訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 中学校管理 事務事業	-46,335	1,906		-40,000	-8,241	校医報酬 62 減 消耗品費 2,000 減 光熱水費 3,000 減 手数料 50 減

10 款 教育費
3 項 中学校費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
(学校管理費)				11. 役務費 手数料	-50
				13. 使用料及び賃借 料	-1,133
				17. 備品購入費	-40,000
				18. 負担金、補助及 び交付金	-90
2. 教育振興費	52,499	-116	52,383	17. 備品購入費	-116
計	331,352	-46,451	284,901		

単位：千円

事 業	金 額	補正額の財源内訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
						電算関係借上料 1,133 減 管理用備品購入費 40,000 減 諸負担金 90 減
計	-46,335	1,906		-40,000	-8,241	
1 中学校教育 振興事業	-116				-116	理科備品購入費 116 減
計	-116				-116	
	-46,451	1,906		-40,000	-8,357	

10 款 教育費
4 項 社会教育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 社会教育総務 費	54,679	-81	54,598	7. 報償費	-24
				10. 需用費 食糧費	-33
				11. 役務費 手数料	-24
2. 公民館費	24,925	-75	24,850	1. 報酬	-25
				10. 需用費 光熱水費	-30
				12. 委託料	-20

単位：千円

事 業	金 額	補正額の財源内訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
2 社会教育活 動事業	-81				-81	講師等謝礼 24 減 食糧費 33 減 手数料 24 減
計	-81				-81	
1 公民館活動 事業	-45				-45	公民館運営審議会委員報 酬 25 減 公民館講座委託料 20 減
2 公民館維持 管理事業	-30				-30	光熱水費 30 減

10 款 教育費
4 項 社会教育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 図書館費	131,518	-954	130,564	3. 職員手当等	-954
7. 文化会館費	103,730	4,771	108,501	12. 委託料	4,771
9. 陶芸の館費	1,989	-280	1,709	10. 需用費 光熱水費	-80 -80
				12. 委託料	-200
計	348,908	3,381	352,289		

単位：千円

事 業	金 額	補正額の財源内訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
計	-75				-75	
2 図書館活動 事業	-954				-954	会計年度任用職員期末手 当 498 減 会計年度任用職員勤勉手 当 456 減 当
計	-954				-954	
2 文化会館維 持管理事業	4,771				4,771	指定管理料 4,771 増
計	4,771				4,771	
1 陶芸の館管 理事業	-280				-280	光熱水費 80 減 陶芸の館管理委託料 200 減
計	-280				-280	
	3,381				3,381	

10 款 教育費
5 項 保健体育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 保健体育総務 費	48,593	-4,797	43,796	1. 報酬	-145
				7. 報償費	-4,500
				11. 役務費 保険料	-79 -79
				18. 負担金、補助及 び交付金	-73

単位：千円

事 業	金 額	補正額の財源内訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
2 スポーツ振 興事業	-4,525	1,585			-6,110	部活動指導者謝礼 4,500 減 保険料 25 減
3 保健体育総 務事務事業	-272				-272	スポーツ推進委員報酬 145 減 保険料 54 減 スポーツ推進委員連絡協 議会負担金 73 減

10 款 教育費
5 項 保健体育費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 体育施設費	82,531	1,157	83,688	12. 委託料	1,167
				13. 使用料及び賃借料	-10
3. 学校給食費	679,343	-5,949	673,394	3. 職員手当等	-1,980
				10. 需用費	-2,500
				消耗品費	-1,000
				光熱水費	-1,500
				11. 役務費	-50
				通信運搬費	-50
				12. 委託料	-863
				13. 使用料及び賃借料	-556
計	810,467	-9,589	800,878		

13 款 諸支出金
1 項 基金費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 財政調整基金費	11,729	1,028,713	1,040,442	24. 積立金	1,028,713

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
計	-4,797	1,585			-6,382	
1 体育施設維持管理事業	1,157			-2,000	3,157	指定管理料 1,167 増 機器借上料 10 減
計	1,157			-2,000	3,157	
2 給食センター活動事業	-3,540				-3,540	会計年度任用職員期末手当 1,980 減 消耗品費 1,000 減 通信運搬費 50 減 口座振込伝送システム使用料 510 減
3 給食センター維持管理事業	-2,409				-2,409	光熱水費 1,500 減 機器等保守委託料 70 減 清掃等委託料 694 減 警備委託料 99 減 受信料 23 減 機器借上料 23 減
計	-5,949				-5,949	
	-9,589	1,585		-2,000	-9,174	

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 財政調整基金積立事業	1,028,713			2,080	1,026,633	財政調整基金積立金 1,028,713 増
計	1,028,713			2,080	1,026,633	

13 款 諸支出金
1 項 基金費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
2. 教育基金費	5,769	624,231	630,000	24. 積立金	624,231
3. 公共施設建設 及び整備基金 費	9,716	1,613	11,329	24. 積立金	1,613
5. 福祉基金費	0	506,000	506,000	24. 積立金	506,000
6. 森林環境譲与 税基金費	0	500	500	24. 積立金	500
計	27,215	2,161,057	2,188,272		

単位：千円

事 業	金 額	補正額の財源内訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 教育基金積 立事業	624,231			-5,769	630,000	教育基金積立金 624,231 増
計	624,231			-5,769	630,000	
1 公共施設建 設及び整備 基金積立事 業	1,613			1,613		公共施設建設及び整備基 金積立金 1,613 増
計	1,613			1,613		
1 福祉基金積 立事業	506,000				506,000	福祉基金積立金 506,000
計	506,000				506,000	
1 森林環境譲 与税基金積 立事業	500			500		森林環境譲与税基金積立 金 500
計	500			500		
計	2,161,057			-1,576	2,162,633	

議案第 23 号

令和 7 年度豊明市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度豊明市の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 36,628 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,796,099 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 25 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

令和 7 年 度

豊明市国民健康保険特別会計補正予算書（第 3 号）

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		3,934,070	-17,301	3,916,769
	1 県補助金	3,934,069	-17,301	3,916,768
5 繰入金		598,052	12,166	610,218
	1 一般会計繰入金	598,052	12,166	610,218
6 繰越金		1	41,763	41,764
	1 繰越金	1	41,763	41,764
歳入合計		5,759,471	36,628	5,796,099

歳出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		3,847,089	0	3,847,089
	1 療養諸費	3,324,711	0	3,324,711
3 国民健康保険事業費納付金		1,721,527	0	1,721,527
	1 医療給付費納付金	1,213,955	0	1,213,955
4 保健事業費		63,081	-406	62,675
	1 特定健康診査等事業費	56,901	-406	56,495
5 基金積立金		1,021	32,547	33,568
	1 基金積立金	1,021	32,547	33,568
7 諸支出金		5,712	4,487	10,199
	1 償還金及び還付加算金	5,712	4,487	10,199
歳出合計		5,759,471	36,628	5,796,099

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

3 款 県支出金

1 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 保険給付費等交付金	3,934,069	-17,301	3,916,768
計	3,934,069	-17,301	3,916,768

単位：千円

節		説明	
区分	金額		
1. 普通交付金	-9,431	普通交付金	9,431 減
2. 特別交付金	-7,870	保険者努力支援分	5,238 減
		特別調整交付金分（市町村分）	1,500 減
		特定健康診査等負担金	1,132 減

5 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	598,052	12,166	610,218
計	598,052	12,166	610,218

単位：千円

節		説明	
区分	金額		
1. 保険基盤安定繰入金 （保険税軽減分）	1,726	保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	1,726 増
2. 保険基盤安定繰入金 （保険者支援分）	9,250	保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	9,250 増
3. 未就学児均等割保険 税繰入金	32	未就学児均等割保険税繰入金	32 増
5. 産前産後保険税繰入 金	-223	産前産後保険税繰入金	223 減
7. 財政安定化支援事業 繰入金	1,381	財政安定化支援事業繰入金	1,381 増

6 款 繰越金
1 項 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 繰越金	1	41,763	41,764
計	1	41,763	41,764

単位：千円

節		説 明
区 分	金 額	
1. 繰越金	41,763	繰越金 41,763 増

歳出
2 款 保険給付費
1 項 療養諸費

目	補正前 の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 療養給付費	3,286,653	0	3,286,653		
計	3,324,711	0	3,324,711		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 療養給付事業	0	-9,431			9,431	財源振替
計	0	-9,431			9,431	

3 款 国民健康保険事業費納付金
1 項 医療給付費納付金

目	補正前 の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 医療給付費納付金	1,213,955	0	1,213,955		
計	1,213,955	0	1,213,955		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 医療給付費納付金事業	0	-6,738		6,738		財源振替
計	0	-6,738		6,738		

4 款 保健事業費
1 項 特定健康診査等事業費

目	補正前 の額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 特定健康診査等事業費	56,901	-406	56,495	12. 委託料	-406
計	56,901	-406	56,495		

単位：千円

事業	金額	補正額の財源内訳				説明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 特定健康診査等事業	-406	-1,132		726		電算関係委託料 406 減
計	-406	-1,132		726		
計	-406	-1,132		726		

5 款 基金積立金

1 項 基金積立金

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 国民健康保険 財政調整基金 費	1,021	32,547	33,568	24. 積立金	32,547
計	1,021	32,547	33,568		

単位：千円

事 業	金 額	補正額の財源内訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 国民健康保 険財政調整 基金積立事 業	32,547			4,702	27,845	国民健康保険財政調整基 32,547 増 金積立金
計	32,547			4,702	27,845	
	32,547			4,702	27,845	

7 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
3. 償還金	10	4,487	4,497	22. 償還金、利子及 び割引料	4,487
計	5,712	4,487	10,199		

単位：千円

事 業	金 額	補正額の財源内訳				説 明
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他		
1 返還事業	4,487				4,487	返還金 4,487 増
計	4,487				4,487	
	4,487				4,487	

議案第 24 号

令和 7 年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度豊明市の介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 148,674 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,047,163 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 25 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

令和 7 年 度

豊明市介護保険特別会計補正予算書（第 3 号）

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
6 財産収入		1	3,902	3,903
	1 財産運用収入	1	3,902	3,903
7 繰入金		1,169,270	-811	1,168,459
	1 一般会計繰入金	929,780	-811	928,969
8 繰越金		75,325	145,583	220,908
	1 繰越金	75,325	145,583	220,908
歳入合計		5,898,489	148,674	6,047,163

歳出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		184,870	-811	184,059
	3 介護認定審査会費	59,232	-811	58,421
5 基金積立金		1	149,485	149,486
	1 基金積立金	1	149,485	149,486
歳出合計		5,898,489	148,674	6,047,163

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

6 款 財産収入

1 項 財産運用収入

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計
1. 利子及び配当金	1	3,902	3,903
計	1	3,902	3,903

節		説明
区分	金額	
1. 利子及び配当金	3,902	介護給付費準備基金利子 3,902 増

7 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計
4. その他一般会計繰入金	181,800	-811	180,989
計	929,780	-811	928,969

節		説明
区分	金額	
2. 事務費繰入金	-811	事務費繰入金 811 減

8 款 繰越金

1 項 繰越金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	75,325	145,583	220,908
計	75,325	145,583	220,908

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	145,583	繰越金 145,583 増

歳 出

1 款 総務費

3 項 介護認定審査会費

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 介護認定審査 会費	15,424	-680	14,744	1. 報酬	-680
2. 認定調査等費	43,808	-131	43,677	12. 委託料	-131
計	59,232	-811	58,421		

5 款 基金積立金

1 項 基金積立金

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 介護給付費準 備基金積立金	1	149,485	149,486	24. 積立金	149,485
計	1	149,485	149,486		

単位：千円

事 業	金 額	補正額の財源内訳			一 般 財 源	説 明
		特 定 財 源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 介護認定審 査会事業	-680			-680		介護認定審査会委員報酬 680 減
計	-680			-680		
1 認定調査等 事業	-131			-131		要介護認定調査委託料 131 減
計	-131			-131		
	-811			-811		

単位：千円

事 業	金 額	補正額の財源内訳			一 般 財 源	説 明
		特 定 財 源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 介護給付費 準備基金積 立事業	149,485			3,902	145,583	介護給付費準備基金積 149,485 増 立金
計	149,485			3,902	145,583	
	149,485			3,902	145,583	

議案第 25 号

令和 7 年度豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度豊明市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 4 2, 2 3 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 6 1 0, 6 7 7 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 2 月 2 5 日提出

豊明市長 小 浮 正 典

令和 7 年 度

豊明市後期高齢者医療特別会計補正予算書（第 2 号）

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療 保険料		1,241,166	139,700	1,380,866
	1 後期高齢者医療 保険料	1,241,166	139,700	1,380,866
2 繰入金		221,780	-3,276	218,504
	1 一般会計繰入金	221,780	-3,276	218,504
3 繰越金		1	2,834	2,835
	1 繰越金	1	2,834	2,835
6 県支出金		0	2,976	2,976
	1 県補助金	0	2,976	2,976
歳入合計		1,468,443	142,234	1,610,677

歳出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		29,064	-300	28,764
	1 総務管理費	11,459	-200	11,259
	2 徴収費	10,912	-100	10,812
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		1,437,584	142,534	1,580,118
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	1,437,584	142,534	1,580,118
歳出合計		1,468,443	142,234	1,610,677

歳入歳出予算補正事項別明細書

歳入

1 款 後期高齢者医療保険料

1 項 後期高齢者医療保険料

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計
1. 特別徴収保険料	641,444	68,966	710,410
2. 普通徴収保険料	599,722	70,734	670,456
計	1,241,166	139,700	1,380,866

節		説明
区分	金額	
1. 特別徴収保険料	68,966	現年度分 68,966 増
1. 普通徴収保険料	70,734	現年度分 68,400 増 滞納繰越分 2,334 増

2 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計
1. 事務費繰入金	25,590	-3,276	22,314
計	221,780	-3,276	218,504

節		説明
区分	金額	
1. 事務費繰入金	-3,276	事務費繰入金 3,276 減

3 款 繰越金

1 項 繰越金

単位：千円

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	1	2,834	2,835
計	1	2,834	2,835

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	2,834	繰越金 2,834 増

6 款 県支出金

1 項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療制度特別対策補助金	0	2,976	2,976
計	0	2,976	2,976

単位：千円

節		説明
区分	金額	
1. 後期高齢者医療制度特別対策補助金	2,976	後期高齢者医療制度特別対策補助金 2,976

歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

単位：千円

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 一般管理費	11,459	-200	11,259	11. 役務費	-200
				通信運搬費	-200
計	11,459	-200	11,259		

事 業	金 額	補正額の財源内訳			一 般 財 源	説 明
		特 定 財 源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 一般管理事務事業	-200	2,976		-3,176		通信運搬費 200 減
計	-200	2,976		-3,176		
	-200	2,976		-3,176		

1 款 総務費

2 項 徴収費

単位：千円

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 徴収費	10,912	-100	10,812	11. 役務費	-100
				通信運搬費	-100
計	10,912	-100	10,812		

事 業	金 額	補正額の財源内訳			一 般 財 源	説 明
		特 定 財 源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 徴収事業	-100			-100		通信運搬費 100 減
計	-100			-100		
	-100			-100		

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金

1 項 後期高齢者医療広域連合納付金

単位：千円

目	補正前 の 額	補正額	計	節	
				区 分	金 額
1. 後期高齢者医療広域連合納付金	1,437,584	142,534	1,580,118	18. 負担金、補助及び交付金	142,534
計	1,437,584	142,534	1,580,118		

事 業	金 額	補正額の財源内訳			一 般 財 源	説 明
		特 定 財 源				
		国県支出金	地方債	その他		
1 後期高齢者医療広域連合納付金事業	142,534				142,534	後期高齢者医療広域連合負担金 142,534 増
計	142,534				142,534	
	142,534				142,534	